

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画の認定要領の運用について

- 1 労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画の認定要領（以下「認定要領」という。）第3の4及び5において、共同計画の構成員に支援センターが含まれる場合、共同して改善計画の認定を受けようとする申請者は、認定要領第3の4で定める必要書類を支援センターに提出し、支援センターの受付印の押印を受けた共同計画書（様式4）を申請書類として認定要領第3の7に定める地域振興局長等へ提出すること。
- 2 認定要領第4の1の（6）の別に定める要件は次の全てを満たすものとする。
  - (1) 計画の終期において、雇用する林業労働者に対する通年雇用者の割合が概ね75%以上であること。
  - (2) 計画の終期において、通年雇用者に対する月給制の割合が概ね30%以上であること。
  - (3) 既に前各項の要件の全てを満たしている場合は、雇用者又は事業量が1割以上増となる計画であること。

付 則

この運用は、平成19年10月1日より施行する。  
この運用は、令和8年4月1日より施行する。